

05

計画推進体制 (市民自治)

市民自治

本市は昭和48年(1973年)に、市民の参加と連携でつくる市民自治を目指して「鎌倉市民憲章」を制定し、まちづくりの基本となる方向性を決めました。また、平成31年(2019年)には、市民活動のさらなる推進を図るため、「つながる鎌倉条例(平成31年1月条例第26号)」を施行し、市民活動や協働をより一層推進することとしています。

地域のことは自らの力で解決しようとする市民力・地域力を生かした取組は、これまでも活発に行われてきており、今後も基本計画を推進するため、こうした取組の継続を目指します。

特に、核家族化、少子高齢化、ライフスタイルの変化・多様化等による地域コミュニティの関係変化(希薄化)への対策や、先駆性・専門性・柔軟性を持つ市民活動団体等と市による協働事業の推進に向け、目標や現状と課題を踏まえた取組について示します。